



〒101-0041
東京都千代田区
神田須田町1-34-4

6都市建字第293号
令和6年6月10日

エコシステムエンジニアリング(株)

山本 貴士 様

東京都知事 小池百合子



特定建設業の許可について(通知)

令和6年4月15日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

記

許可番号	東京都知事 許可(特-6)第111258号
許可の有効期間	令和6年6月10日から令和11年6月9日まで
建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年5月10日
(裏面の注意事項をお読みください。)

許可後の注意事項

1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

- (1) 決算変更届（毎事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。



環関地環発第 2303131 号
令和 5 年 3 月 13 日

エコシステムエンジニアリング株式会社
代表取締役 山本 貴士 殿

関東地方環境事務所長



指定調査機関の指定について（通知）

令和5年3月6日付けの申請については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定に基づき下記のとおり指定したので、通知する。

なお、土壤汚染状況調査等の業務を開始する前に、同法第37条第1項の規定に基づく業務規程を提出されたい。

また、指定調査機関として留意すべき事項を別紙のとおりまとめたので、これに留意されたい。

記

指定年月日	令和 5 年 3 月 13 日
指定番号	2023-3-0001
指定有効年月日	令和10年 3 月 12 日